

平成25年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

平成25年9月3日（火曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時00分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 7 議案第 4号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 8 議案第 5号 平成25年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 9 議案第 6号 平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 7号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 8号 平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 9号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第10号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第11号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第12号 平成25年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第13号 平成25年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第14号 財産の取得について
- 18 報告第 1号 平成24年度森町財政健全化判断比率について
- 19 報告第 2号 平成24年度森町資金不足比率について
- 20 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 21 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 22 認定第 1号 平成24年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成24年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成24年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 23 発議第 1号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 24 意見書案第1号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

- 25 意見書案第2号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書
 26 意見書案第3号 理科教育設備等に関する意見書
 27 議員派遣の件について
 28 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	10番	中村	良実君		11番	小杉	久美子君
	12番	長岡	輝仁君		13番	三浦	浩三君
	14番	東	秀憲君		15番	黒田	勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷	恵造君
副町長	片野	滋君
会計管理者	澤口	幸男君
監査委員	池田	勝元君
総務課長	木村	浩二君
総務課参事	佐々木	陽市郎君
選挙管理委員会書記長兼監査事務局書記長	小田桐	克幸君
防災交通課長	落合	浩昭君
契約管理課長	富原	尚史君
企画振興課長	金谷	孝己君
税務課長	伊藤	昇君
収納管理課長	野田	勝正君
保健福祉課長	山田	仁君
保健福祉課参事兼保健センター長	金丸	由起子君
住民生活課長	竹内	明君
環境課長	横内	仁司君

農林課長兼農業 委員会事務局長	島	倉	秀	俊	君
水産課長	黒	川	安	明	君
商工労働観光課長	菊	池	一	夫	君
商工労働観光課参事	新	田	清	文	君
建設課長	小	井	田	徹	君
砂原支所長兼 地域振興課長	川	村	光	夫	君
町民サービス課長 兼保健対策課長	金	丸	義	樹	君
教 育 長	香	田		隆	君
学校教育課長	清	水	雅	信	君
社会教育課長	木	村	哲	二	君
体育課長兼 体育館長	谷	口	方	規	君
給食センター長	久	保	康	人	君
図 書 館 長	若	松	幸	弘	君
公民館館長	金	丸	孝	也	君
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君
病院事務長	柏	渕		茂	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	平	田		茂	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤	田	司	志	君
議 事 係 長	村	本		政	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 5 議案第 4 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 6 議案第 5 号 平成25年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 6 号 平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 8 議案第 7 号 平成 2 5 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 議案第 8 号 平成 2 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 議案第 9 号 平成 2 5 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 1 2 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 5 議案第 1 4 号 財産の取得について
- 1 6 報告第 1 号 平成 2 4 年度森町財政健全化判断比率について
- 1 7 報告第 2 号 平成 2 4 年度森町資金不足比率について
- 1 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 1 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 2 0 認定第 1 号 平成 2 4 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 4 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 4 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 4 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） 議員全員の出席があり、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、前本幸政君、6番、川村寛君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、9、樹齢100歳桜の保存計画について、14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

樹齢100歳桜の保存計画について。大正3年に大正天皇の即位を記念して町民が青葉ヶ丘公園にソメイヨシノの苗木1,000本を植樹したのが公園と桜の始まりで、来年は樹齢100年、100歳桜になります。その100年の長寿桜を迎えられたのは、先人の先見の明と桜を大切にしようとする町民と関係者のたゆまない努力のたまものであったものと、そのように敬意を表しているところであります。現在青葉ヶ丘公園には18種類の品種があり、その中にはモリコマチやアオバシダレのこの公園でしか見られない固有種もあります。最近では、オニウシ公園とあわせて桜と山、駒ヶ岳、そして海、噴火湾の組み合わせが道内はもちろんのこと本州方面の観光客にも高い評価を得ており、年々リピーターを増やしております。特に昭和45年に森町に在住してから38年間にわたり桜を見守り、調査研究に心血を注いでこられた桜守の故田中淳先生の陰の功績は大変大きかったと、そのように思っているところであります。以下、町長にお聞きします。

①として、ソメイヨシノの寿命は60年くらいと言われておりますが、100年までの長寿になった要因はどのように捉えておりますか。また、今後さらなる長寿のための保存計画をどのように考えておりますか。

2つ目として、100歳桜をさらに長生きさせ、町民の憩いの公園にしたり、有効な観光資

源づくり、また緑のまちづくりのためには田中先生の後を継ぐ桜の研究家はぜひ必要と考えますが、いかがでしょうか。

3つ目としまして、2つの公園には5種類の固有種の桜があり、大変好評を得ております。後継木についてどのように取り組んでいるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 東議員のご質問にお答えします。

1点目の質問ですが、ソメイヨシノの長寿となった要因については、東議員のご質問のとおり60年程度の寿命と言われている中、当町の青葉ヶ丘公園のソメイヨシノの一部は樹齢100年を超すであろうソメイヨシノが64本残っております。これにつきましては、駒ヶ岳噴火にかかわる火山灰と黒土が交互に重なる地理的要因、また森町の気候風土といった気象的要因、さらに青葉ヶ丘公園を植栽場所と選んだ先人を初め、故田中淳氏等の管理に携わった方々の人的要因等、いろいろな良い環境に恵まれたたまものと考えております。

当町でも100歳桜の保存に向け、平成22年度に樹木医に委託し、青葉ヶ丘公園、オニウシ公園双方の桜の現況調査を行ったところであります。その結果を踏まえ、できる部分の改良等は行っているところでありますが、桜の健全な育成のためには専門的な知識も必要であり、引き続き樹木医等の協力を仰ぎながら、保存に努めていきたいと考えております。

2点目のご質問ですが、桜の研究家の後継者づくりについてですが、故田中淳氏のような存在は唯一無二の存在であると考えているところであります。100歳桜の保存には、先ほど申した樹木医のような専門的な知識を有する方が適任だと考える一方で、地元に通じているということも必要な条件であると考えているところであります。今後慎重に検討しながら、適任者の発掘に努めたいと考えているところでございます。

3点目の質問ですが、青葉ヶ丘公園、オニウシ公園にある森町固有種の桜であります、桜は種類により種子ができる桜とできない桜があります。種子のできない桜につきましては、接ぎ木や挿し木といった方法で増やすしかないわけでありまして。一般的には桜の場合は接ぎ木といった方法で増やすわけですが、それにもやはり専門的な知識が必要となる部分であります。また、接ぎ木の成功率も100%とはいかないのが実情でありますので、継続して接ぎ木を実施し、森町固有種の桜のみならず100歳桜であるソメイヨシノについても実施し、100歳桜のDNAを持った桜の保存について考えているところであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（東 秀憲君） それでは、2点について再質問したいと思います。

今町長から答弁ありました。平成22年、23年に実施した両公園にある全部の桜の現況調査、そういったものを実施しているというお話でした。私自身もその一本一本の桜、そういったものを分析され、それに基づいた長寿の計画、保存計画がつけられるものだと、そのように理解をしております。

しかし、ソメイヨシノの100歳桜をさらに200年、300年、ひいては1,000年の桜に寿命を延命させ、永く後世に引き継いでいくことが先人から我々に課せられた大事な使命だと、そのように思っているところであります。そのためには桜の木を診断できる専門的な樹木医、これを早急にやっぱり発掘すべきだと、そのように町長も言うておりましたけれども、それでその樹木医をいつころそういうふうには発掘といいますか、雇用というか、嘱託というか、そういうような形で考えているのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

また、住民と行政が一体となった桜保存会のような、そういう研究グループも必要でないかと、そのように私は判断しております。そういったグループなどから町民の意見、要望を反映させた桜の保存計画、そういったものの策定が必要でないかなと、そのような気がいたしますので、その辺のお答えもお願いいたします。

もう一点については、ソメイヨシノの100歳桜やホリイヒザクラ、モリコマチ、アオバシダレ、それからコマミザクラ、オオナデシコ、こういった固有種があります。そういった後継木を養成する桜の試験研究をするための専用の苗畑、そういったものはありません。ちょっとした面積のものはありますけれども、きちっとした面積のそういった圃場が必要だと思います。その辺のお考え、この3点をお答え願います。

○町長（梶谷恵造君） 東議員からの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

樹木医でございますが、いつころまでということで、私どももいろいろと適任者を探しながら今現在までもきておるところでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、どうしても森町の気候風土もある程度理解されている中で樹木医をご指名するわけですが、よしんば気候がわからなくても桜の木に詳しいそういった方がもしおいでになるのであれば、私どもとまた一緒に勉強していただいて、そして森町の樹木医として引き受けていただきたいなと、そのように望んでおるところでございます。なるべく本当に早い時期にこの樹木医の方を見つけて、そういった保存計画についても考えさせていただきたいなと思っているところでございます。

また、2点目の保存計画でございますが、やはり今までもたくさんの方々にお世話になりながら、そして来年度100歳を迎えると、そういう時期にまでまいりました。これまでの経緯をもとになるべく早く樹木医の方を選定させていただいて、そして取り組んでいきたいなと、そのように思っております。

そしてまた、保存会のような研究するグループでございますけれども、やはりいろんな方々、今日までもたくさんの方々のご意見を拝聴しながらやってまいりました。やはり我々だけでは気づかないそういったものもあるかと思えます。ふだん公園の整備をされているそういった業者の方々も含めまして、何がしかグループに対する検討を始めたいなと、そのように思う次第でございます。

最後の3点目の苗畑でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました私どもだけでこの場所があいているからいいとかそういう問題以外に、やはり桜を植樹させる、育成させるために適した環境というものがあろうかと思えます。この点についま

しても早い段階で何とか森町としての樹木医を受けていただいて、その方と相談させていただいて進めていきたいと、そのように思っています。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（東 秀憲君） ぜひ樹木医については、早急な発掘をお願いいたします。

それでは、再々質問をさせていただきます。来年100歳桜になるソメイヨシノは、大正天皇が即位した記念植樹で、由緒ある桜になります。平成17年に合併した新生森町の町花、それは桜になりました。それで、延命する100歳桜をぜひ森町指定文化財にして、幼児から高齢者に至るまで幅広く町民が関心を持つそういうまちづくり、あるいは観光資源の桜の名所づくりにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 東議員の再々質問にお答えをいたします。

一応合併してから町花は桜ということで、非常に森町としてはふさわしい花だなと、そのように私も認識をしております。今日まで非常にすばらしい内外から評価の高いこの桜、これを指定文化財と、森町の指定文化財ということでのご提言でございますけれども、指定文化財ということになりますと管轄的に教育委員会の部門にもなるかもしれません。そういった部分も含めまして私のほうからお答えさせていただくわけですが、いろいろと所管の存在ですとか、またこれについて文化財としての指定がいいのか、町の名木としての指定がいいのか、いろいろと検討する必要があるかと思えます。ちょっとあらゆる方向から少し勉強させていただいて、今後検討させていただきたいなと、そのように思います。すことを申し上げまして、再々質問の答弁にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○14番（東 秀憲君） 終わりです。

○議長（野村 洋君） 14番、東秀憲君の質問は終わりました。

次に、10、町営住宅について、非核平和の町宣言に基づく取り組みについて、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、町営住宅についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） おはようございます。では、一般質問をいたします。

1点目は、町営住宅についてでございます。森町営住宅管理条例第3条で住宅等の設置について、町は住宅に困窮する低額所得者等に住宅等を供給するための町公営住宅及びという条例がございます。ここで住宅についてのこの目的をしっかりと規定しているわけでございます。入居者からは、家賃が収入と比較して高額であり、生活費を切り詰めなければならないという声を聞きます。家賃の滞納者もいますが、町営住宅の家賃が生活実態に合わないものならば収入に合った家賃の設定や減免制度の見直しを進めていくべきと考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

また、物置や畳等の修繕や取りかえについて、長寿命化計画に基づいてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

町営住宅の家賃設定につきましては、国が定めた家賃算定基礎額に地域係数や利便性係数等を乗じて、毎年の収入申告から翌年度の家賃を設定させていただいております。減免制度につきましては、森町町営住宅管理条例で規定しておりますが、現在は生活保護世帯で住宅扶助費から超えた部分の家賃につきましては減免を行っております。生活保護世帯以外の方の対応につきましては、関係課と協議しながら個別に相談に応じておる状態でございます。しかし、今後も相談には親身に対応していきたいと考えております。

物置や畳等の修繕や取りかえについて長寿命計画に基づいての考えはとのご質問ですが、長寿命化計画につきましては住宅建物本体について計画しておりますので、物置につきましては個別改善計画をもって対処する予定であります。また、畳につきましては、入居者との個別対応を行っておりますが、経年劣化による修繕費もかさんでおりますことから、現在は計画的に進めることが厳しい状況となっております。しかし、引き続き入居者の要望に誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） 再質問いたします。

私は、ここで基本的にちょっと町長にお聞きしたい点がございます。というのは、この文章にも書いたのですが、公営住宅というのは、あるいは町営住宅とも呼びますが、いわゆる低額所得者を対象にして入居をさせているという状況です。ですから、低額というのは所得のない方からも全部含まれてくると思います。例えば所得で200万円以下とかそういうことが、それは入居人数にもよると思いますが、そういう範囲があると思います。その点で、国が公営住宅法を変えました。相当たちます。それで、今まで入っていた古い家賃もそのとき引き上がったのです。一般的に住宅って古くなれば安くなるという感覚あるのだけれども、そうではなかったのです。それで、大変だという声もそのときは生まれましたし、その後森町は新しい住宅をずっと建設いたしました。古い家賃よりも当然高いのは当たり前になったのですが、そのときにこの家賃では入れないということで実際入らない方も相当数出た。私そのとき思うのは、公営住宅って一体何なのだろうかということなのです。私家賃を無料にすれとは言っていない。生活実態に合わせた、特に低額所得者のための、その所得に合わせた住宅料というのを設定すべきが私は基本だろうと思います。これは、保育所料も全部、全部やると全部かかわってくる問題なのですが、私はそれを基本にすべきではないだろうかという考え方です。ですから、今の家賃が、古い住宅はそんな何万もする住宅でないところもあります。3,000円というお話も聞きますし。でも、ではそれが近代的で、環境的に、健康的にすばらしい住宅かといったらそうではないわけで、今の新築住宅というのはお風呂もありますし、状況的には快適な生活を送っていただけるものというふうに思います。ですので、ぜひその点、町としてやっぱり実態に合わせた家

賃設定というのは今後検討すべき課題であろうと私は思っています。それで、一方で滞納者が増えるという問題もございますので、滞納者が増えるというのは、一部悪質者はそれはいるでしょう。でも、私は滞納者全てが悪質だと思っておりませんので、ですからその点もやっぱり見直してあげるというのも一つの考え方になるだろうと思います。

それで、先ほど町長が述べました中で、2つ目になるのですが、生活保護者です。実は、森町営住宅管理条例施行規則というのございまして、この第13条に家賃の減免というのがございます。その減免の中で、これは6号に分かれているのですが、その中で今町長おっしゃった部分というのは、6つある中で対応は生活保護部分ですから1つなのです。では、なぜほかにあるのにこれ対応にならないのかということ、当時この規則に例えば1項なり、2項を入れてくれたのは、老齢福祉年金受給者がいらったときなのです。老齢福祉年金というのは、皆さんご承知のようにたしか一月1万5,000円で、年間でいきますと18万ぐらい、年間の収入18万です。そういう状況下で、新しく新築したときにこの家賃払えるのだろうかということなのです。それで、入れていただきました。そのとき対象者ありました。ところが、時代とともに今現実ほとんどないと私聞いておりますので、できればでは国民年金はどうなのだろうかということも私は考えていただきたい。国民年金も満額受給だって7万も8万もいただいております。いいですか。そうしますと、その家賃が例えば2万といった場合に、年金収入で6万で家賃2万となると、これは大変な状況になります。多分それはいろんな率掛けて、もうちょっと安い家賃設定されているものと私は思っておりますけれども、でも実際私何人かに聞きますと、年金額大体8万ないし9万弱で、それでもやっぱり2万5,000円ぐらい、家賃、あるいはそれにかかわる共同施設利用費的なものも取られまして2万5,000円ぐらいになるのだと。そうすると、生活やっていけない、現実。そして、どうしているかということ、今まで働いた分を取り崩していつているというのが現実です。でも、取り崩しにも限界がございます。それから、年金も下がっているのです。そういう状況下で、ぜひその該当する部分、いわゆる生活保護基準というのは国での保障というのはあるわけ。そうすると、それに見合う国民年金でしたら私はその保障対象にしてあげればいいのだというふうに思っていますが、それはぜひ町で考えていただきたいというふうに思っています。

それから、生活保護で住居費というのは基準がございますので、これはそれを超える部分については町負担をしてあげているというのは大変いいことだと思います。それはなくさないでいただきたいと思う。そういうことで、その辺をぜひお考えいただきたいと思っています。

それから、町長の答弁の中で、いわゆる修繕のかかわりでございます。実際古い住宅の場合、畳の取りかえというのはそっくり取りかえたことはほとんどないと思っています、私は。よほど畳が使い物にならなくなったら、入居者の訴えで取りかえた例もそれはあるのかもしれませんが、一般的には聞いておりません。実は、管理条例のほうで修繕について畳の表がえについては自己負担である。ところが、今これだけ古くなりますと、表がえ

で済むような話ではないと私は思います。ですから、表がえは自己負担ですが、もう老朽化によって劣化して、その部分についてはやっぱり畳そのものを取りかえてあげる。

それと、畳の上に長く使いたいものですから敷物を敷く。私もそうなのだけれども、最近間違いであるということに気づかされました。ダニの発生がすごいらしいです。健康的にも余り良くない。やはり畳の上に何か物を敷いてしまうと、ダニが巣くう件数非常に多くなっている。ですから、そういう点で本来日本の独特の文化である畳を、本当に畳そのものを使ってほしいというのがあるのではないかと思うのですけれども、やはりなるべく長くもたせたいということでそうだと思うので、それは皆さん何とかそういう状況で暮らしているわけでございます。

それから、物置について1点言わせてもらいます。長寿命化計画は本体だけだとおっしゃったのだけれども、それはそれで規定づけはいいのですが、そのほか個別のかかわりで対応したいということだと思うのですが、全て含めて住宅環境だと私は思っております。それで、物置の点で、上台の一部は古いところ直しました。あとは常盤町、アカシア団地あります。ニューアカシアもあります。下のほうもあります。物置本当にいかれてきています。ですから、住宅残していくという考え方あるならば、ぜひその点も逐次、1年で全部なんかできるわけではありません。計画を立てて、住み良い環境をつくっていただきたいと思うのですが、その点再度お聞きいたしまして、再質問いたします。

以上です。

議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

本当に入居者の中には国民年金の少ない掛金だった方もおられて、困窮されておる方も何名かいらっしゃるというふうには私もお伺いしてございます。ただいまのお話の中にありましたように老齢福祉年金等に対する減免等の措置も過去にあったということで、今現在入居されている方の困窮者に対する今後の対応なのでございますが、これにつきましては関係課とまず対応を協議させていただきまして、減免につきましても精査していただいて、検討していくということで考えてございます。

また、畳についてでございますけれども、汚れているかどうか、これ個人の生活の場でございますので、勝手に役場のほうでも踏み込めないというか、確認させていただけない部分もございます。これにつきましても今までいろいろと良心的に対応はしてございます。中にやはり我慢してお使いになっていらっしゃる方もいるのかなと、そのように思いますので、これにつきましても調査させていただいて、汚れているものについては雑菌という

ことで環境の悪い部分は逆に体を壊しかねませんので、そういったことも含めまして汚れているかどうか確認をさせていただいて、汚れているものについては取りかえることを検討していきたいなど、そのように思います。

さらに、物置についてでございますけれども、以前一気に予算的な措置がとられたように伺っておりました。しばらくしないのかなと、そのように思いますけれども、やはり鉄製の物置については徐々にさびついていたり、さびによって老朽化していく、そういったものもございますので、今後少し計画を持って取り組んでいきたいなど、そのように思っております。そういったことを申し上げまして、答弁にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） それで、ここで住宅のことをちょっとお聞きしたのですが、今後、老朽化した住宅というのがございます。建てかえることを考えているものなのか、それとも全て古いところは取り壊して、それ以上は住宅は増やさないという考え方なのか。これは、基本的にもう既に結論が出ているものでしたらこの場で教えていただきたい。その場合私は、今いわゆる入居者の個々の実態がさまざま違いますけれども、要するに低額所得ということを考えますと、低家賃の住宅をもし建てるという計画があるのならばそれもぜひ検討していただきたい。低家賃住宅だからお風呂もない、何もないとかという、そういう住宅を私言っているわけではありませんので、きちっとした住環境で、快適に住むことができる住宅を指しておりますので、ぜひそのほうの検討をお願いしたいと。

もう一点は、物置や畳の件で町長ちょっとお述べいただきましたけれども、ぜひ計画的に進めていただきたいと。一度にたまと莫大な費用がかかります。年次計画で進めていくと非常にいいのではないだろうか。そうしますと、個人的な大工さんとか関係者の仕事の場にもなります。そういう雇用も創出できる部分がございますので、ぜひその点もつけ加えてご検討いただきたいと思います。お願いいたします。

議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員の再々質問についてお答えを申し上げます。

いろいろと今現在も古い住宅各箇所は何棟かございます。その中に生活されている方もおりまして、かなり古めかしい状況もございます。環境は余り良いとは言えません。今後住宅についてその部分をどういうふうに改善していくかという計画は、今のところ役場でも私どもも持っておりませんが、やはりいつかの時点では必要になってくるだろうなど、そのように思います。そういった部分であらゆる方向から、まず低家賃住宅ですとかそう

いった部分も含めて考えていくと。さらに、今まではコンクリート住宅ですとか大型の住宅に集約するような計画で進んできたように思われております。やはりここは堀合議員のお話にもございましたように木造で建てる、それから地元だけで建設できるような、そういう細かな行政の考えも必要になってこようかなと、そのように私は思います。そういったものも含めまして今後計画等を立ててみたいなと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 町営住宅についてを終わります。

次に、非核平和の町宣言に基づく取り組みについてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では、2問目の非核平和の町宣言に基づく取り組みについて質問いたします。

原爆投下から68年の月日が流れ、ややもすると日本人の心からこの記憶が風化しつつある中、今年も広島、そして長崎で平和祈念式典が開催されました。平和宣言で、これは長崎市長でございますが、二度と被爆の経験をさせないという被爆国としての原点に返れということをお述べになりました。広島市長は、原爆は非人道兵器のきわみで絶対悪と両市長は訴えました。また、一方で福島原発、今も騒いでおります。汚染水が海洋に流れる。朝のテレビでも報道もされておりました。この原発事故の解明もせずに、放射能も除去できない状況の中で原発の再稼働の動きも一方で加速をしております。森町では、ご承知のように核兵器の廃絶を願い、非核平和の町宣言をしております。これは、2003年でございます。今年でちょうど10年目になります。この宣言が生きて働くように自治体としての取り組みを考えるべきときではないでしょうか。町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員から非核平和の町宣言に基づく取り組みについてご質問をいただきました。お答えしたいと思います。

本宣言は、新町合併を機に両町の各種宣言を整理統合して交通安全の町宣言など他の3本の宣言とともに平成17年9月に制定されたものであります。核兵器の廃絶や国としての非核三原則の堅持などにより世界の恒久平和や明るく住み良い町民生活を継承し、守るとの決意を表明したものと理解しております。全国でも平成25年4月現在1,566団体、87.5%の自治体で同種宣言を行っており、非核平和を求める国民の願いは一定の広がりを見せていると思われます。しかし、時間の経過による意識の風化や原発事故など、核にまつわる新たな懸念も生じてきております。

堀合議員の宣言が生きて働くような取り組みを考えるべきとのご提案についてですが、まずは町民に本宣言の存在とその中身、趣旨などを認識し、理解してもらうことが重要であると考えております。具体的には町の公式ホームページでは現在宣言の名称と制定年月日の記載のみとなっておりますので、宣言の全文掲載や趣旨などもアップして充実させてまいります。また、町広報紙においては、毎年8月号での宣言全文、趣旨の紹介や非核平和にまつわる世論の動向などについての掲載を継続して取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） 再質問ですが、平成17年の合併によって新しい町ができたわけで、そのときに非核平和の町宣言というのを当議会において採択をしたわけでございます。これは、駐車場のところにありますように森町、そして森町議会という双方宣言になっております。ですから、別に一方的にこの問題をやって梶谷町長を責めるということではありませんので、当然議会にも責任もでございます。それで、予算のかかわる問題になりますと執行権者は町長でございますので、そこでこういうお話をさせていただくわけでございます。

町長おっしゃったように全国的な広がりを見せております。実は、これ長い間町長やっていました湊町長時代、先ほど私も言いましたが、2003年でございます。合併によって、では宣言の中身は変わったかといったら何も変わっておりません。同じでございます。町長も町民の理解というか、まずそのことを知らせるという非常に大きな仕事だと思いますし、それをホームページあるいは広報を使って広くこういうことがあったのだよということを知らせようということだと思います。これは、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それで、別にほかの町がやっているから、森町もやらなければいけないということではありません。知らせるという認識の部分とそれを見て知るというのとがあります。今八雲町で継続しているかちょっとわかりませんが、以前ずっと、姉妹町だと思うのですが、愛知県のほうに八雲町は持っております。そのときに子供の交流をしております。そのときに広島の実験ドームあるいは原爆資料館等を訪ねていくというのを重ねたことがございます。原爆資料館等現実ありますので、ぜひそういうものを目で見る、肌で感じると、こういう活動も一方で進めていただきたい。これは、子供にそういうことに行ってもらおうということになると教育委員会にかかわるので、ぜひ検討材料にさせていただきたい。それに限ったことではございません。2003年以降森町でも取り組んでくれたことございます。それは、パネル展も公民館で文化祭とあわせてやっていただいたこともございます。そういう記憶を私しております。その後余り聞いていないので、多分なされていないのだろうなと思っていたのですが、ぜひそういうものを取り入れながら幅広くやっていただきたいと。あるいは、実際の被爆者といいますが、直接受けた方も含めて2世、3世という、そういう中でも原爆症で苦しんでいる方が現実いるわけでございますので、ぜひそういう方のお話を聞ける機会がもし持てるならば持つということも考えられるのではないだろうか。そうやいなさいと、町長、言っているわけではないから。そういうことをぜひ参考にして町で取り組めるもの、全てやれるとは私は思っておりません。一步一步やると。ただ、町の姿勢としては、原水爆禁止世界大会において行進者、礼文島から出発してずっと広島まで行進していくのですが、それに町として賛助金を出していただいていると。ですから、平

和を望む声というのは十分いただいている。それも町としてのこれに対する思いだと私は信じております。そういうことは何もやっていないということを私言っているわけではないので、そういうふうには幅を広げて、決してこれが風化しないようにぜひ自治体としても考えていただきたいというふうに思います。

時間ちょっとありますので、自分勝手に時間を決めておりますが、私も読むのは得意ではありません。でも、意外と非核平和の町宣言というのは、宣言文そのものは私も質問しようと思って改めて見ました。ある面では10年ぶりかもしれません。それで、本当に短い文章ですので、ちょっと読ませていただきたいと思います。

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いであり、私たちに課せられた最優先課題であります。核兵器が世界の平和と人類の生存に脅威を与えつつある今日、私たちは非核平和の実現を目指し、核兵器の廃絶を強く訴えるものであります。秀峰駒ヶ岳を仰ぎ、豊かな内浦の海と自然に恵まれた生々発展の歴史に輝く緑の町を子々孫々に継承することは、町民としての願いであります。私たちは、私たち森町民は、国是とされる非核三原則と世界平和の達成を願い、明るく住み良い町民生活を守る決意を表明し、ここに非核平和の町を宣言します。

全くすばらしい文章だと思いますので、ぜひひとつ町長、そういう取り組みを宣言のもので力強く進めていっていただきたいと。よろしく願いをいたします。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のただいまの非核宣言の朗読に終わりましたけれども、私も改めて初めて今全文を読ませていただきました。昨年私就任させていただいたときにやはり福島ショックのように原子力発電に頼らない、要するに原発は将来的になくする方向のそういった考えを持ちながら就任をさせていただきました。これは今も変わっておりません。ただし、今突然なくせといってもこれは無理でございましょうから、そういった部分では今現在も将来的なこととして核に頼らない日本をつくっていくのが最高だなど、そのように思っております。

そういった部分から考えさせていただいてもやはりこの非核宣言、もちろん原子力爆弾を落とされたというのは世界でも日本だけですから、これについての意識もう一度、もう一度と申しますか、私自身も戦後10年の生まれでございまして、実体験としてはないわけであります。非常に大変な思いをされた、これをこの後々まで風化させないで伝えていくべきそういった責務も負っているのだろうと、そのように思います。今後教育委員会ともいろいろな点で相談させていただきながら意識の高揚と、実際に町内の子供たち全員をそこに連れていくというのは非常に予算的にも難しい部分があると思いますので、各家族旅行等でもそういった部分を訪れる、そういったことを進めながら、またいろんな場面で次代を担う子供たちにこれはもう大変危険なものなのだと、そういう認識を植えつける、そういった取り組みを検討させていただきたいと思いますことを申し上げまして、再質問の答えにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○9番（堀合哲哉君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

次に、11、外ヶ浜町との姉妹町締結と町民合意について、森町の過疎集落対策について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、外ヶ浜町との姉妹町締結と町民合意についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、外ヶ浜町との姉妹町締結と町民合意について質問させていただきます。今年の3月会議における同僚議員からの一般質問をきっかけに、青森県外ヶ浜町との姉妹町締結の話が急浮上してきました。7月25日の議会の外ヶ浜町視察後の両町議員との青森市内で懇親会の席上、両町長が懇談した結果、今後姉妹町締結に向けて動き出すという話がありました。そこで、以下姉妹町締結と町民の合意についてお聞きしたいと思います。

まず、1つ目に、いつごろをめどに姉妹提携する考えでいるのか。

2つ目に、姉妹提携する場合の町民の合意形成をどのように行うのか。

3つ目に、既に45年ほど経過している友好町提携、さらには災害協定を締結している遠州森町とのバランスをどのようにとっていくのか。

4つ目に、姉妹町か友好町の言葉を統一すべきと考えるが、いかがか。

5つ目に、姉妹町締結の目的、主体、内容、課題はどのようなものがあるのかを考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

最後に、6番目で外ヶ浜町の町民、行政、議会などの意識や動向をどの程度把握しているのかということをお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えします。

旧森町は、静岡県森町との友好町について昭和43年10月29日に締結をして、合併後も今日に至っているところです。旧砂原町は、青森県旧蟹田町との姉妹町について昭和55年11月22日に締結をしましたが、旧蟹田町が合併したことで解消され、町内民間団体での交流が今も続いているところです。

私は、広報もりまち1月号で年頭の挨拶の中で触れたことと、また3月議会の一般質問の中でも外ヶ浜町との交流を検討し、機会があれば外ヶ浜町長と話し合いを持ちたいと答弁をしたところです。このたび議会の行政視察の中で外ヶ浜町を研修視察することになったのを契機に外ヶ浜町の森内町長に面談を申し入れ、快諾をいただいたところです。その中で、お互いに合併も一段落したことで友好交流を図りたいとの大枠の考えで話し合いをしたところです。

まず、1点目のご質問ですが、行政報告の中でも触れましたが、今後は事務的に詰めなければならないことがあると思いますので、時期的なことも含めて具体的なことを検討してまいります。

2点目のご質問ですが、友好町を締結する場合には議会と十分な協議が必要と考えております。

3点目のご質問ですが、静岡県森町への配慮は当然に必要なだと考えております。交流バランスを考えながら、できれば3町が交流できる環境づくりも検討できればよいとも考えます。

4点目のご質問ですが、私も外ヶ浜の森内町長も友好町としか表現しておりませんし、新聞紙面も同様と確認しております。締結をするなら静岡県森町との整合性も考慮し、友好町が望ましいと考えています。

5点目の質問ですが、目的は歴史を後世に伝承すること、主体は行政、議会、経済界、任意団体など、内容は文化、教育、各種イベントなど交流は多岐になることと考えております。また、課題については、今後の事務的協議の中で整理をしてまいります。

6点目のご質問ですが、外ヶ浜町の意識や動向はお互いに確認する必要がありますので、これについても今後の協議の中で把握してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） それでは、再質問させていただきます。

まず、姉妹町が友好町、この言葉の問題なのですが、旧砂原町においては姉妹町という言葉を使っていたというふうに思っています。それに3月の一般質問の中での話でも姉妹町という言葉を使っています。ただ、静岡の森町では友好町提携に関する協定書という形で友好町という言葉を使っているわけです。本来でいうと、私の考えではやっぱり友好町でいいのかなと思っています。ただ、旧蟹田町と旧砂原町における姉妹提携の姉妹町と使ったのは、多分上下関係というのがあるのだと思うのです、やっぱり歴史的に見ると。ということから姉妹町を使ったのかなというふうに思っています。今後両町とも合併しますので、そのことを考えた場合に友好町で全て統一するのは、私もそのとおりでよろしいのかなというふうに考えます。

それと、問題は両町のどういう形で合意していくのかということなのですが、今の町長の話聞いてみると、行政サイドあるいは議会サイドの了解が得られれば姉妹提携していくというような雰囲気だとれるのですが、私はそうは思わないのです。というのは、旧砂原町と旧蟹田町同士の交流というのはやられてきているからいいのですが、合併している両町なわけですから、森でいうと3分の2の町民というのはほとんど蟹田町、外ヶ浜町については知らないわけです。さらに向こうの外ヶ浜にしても半分の人たちがわからないわけです、森町といっても、砂原町といっても。だから、そういうことからしてももっと時間をかける中でいろんな交流する中で考えていかないと、急遽合併してから8年経過して、もうそろそろという話ではないだろうと。たまたま時期的な問題になりますと、当然新幹線絡みの問題がありますから、新幹線の開通と合わせた形で目指していくのかなと、答えが返ってくるのだと思っていたのですが、その時期的なことは明示しなかったのは意外かなと思っているのですが、その辺どうなのでしょう。新幹線の開通をめどに考えているのかどうか、それをまず確認したいと思います。

それと、そう簡単な問題ではないだろうと。先ほど合意を得るということは、議会と協議してという言葉は使うのですが、何度もそれは3月の答弁の中でその言葉を言っています。ただ、それは、議会と協議という場合どういうことを言っているのかなと不思議に思うのは、一方的なこうやりましたよという報告だけなのです。そしたら、議員の意見、あるいは町民の意向というのを一旦聞くという立場ではないですよ。今もたまたまそういう問題があるから、こういう形で私自身が一般質問の中でどういう考えでいるのかというのを問いただすことが必要だということにもなっているというふうに思っているわけですから今回取り上げているわけですが、合意のとり方の考え方、そういう場って今までないのです、協議、議論するというのが。本当の議論です。本当に必要なかどうか。

さらに先ほど姉妹町、友好町締結と言いかけていますけれども、目的が何なのかというのは、よく文化的な、歴史的なものの交流、交流が目的なのですか。違うのではないのかなという気がするのです。もっと実質的に、確かに今後地域間交流というか、そういうのが必要になってくるというのはわかります。さらに、青函圏交流という話も町長の話の中で出てきていましたから、そういうのも大事だと思います。その中身というのは、やはり経済的な部分の交流というのが最も重視されなければならないのだと私は思うわけです。実際にメリットは一体何なのか、それをはっきりお互いに了解しないと知らないのではないかなというふうに思っています。実際それがどういう形で今後交流を進めていく上で、長い間続いているとマンネリ化してしまって、ただ年中行事の一つとしてやっているだけなのです。実際問題としてこの前、静岡の遠州森町との交流の一環として寄贈された柿の木というのがオニウシ公園で1本あったのです。そういうのがたまたま総務経済の委員会の中でオニウシ公園の視察したときにこういう木があるのだと。だけれども、それについては一切看板も何もないですから誰もわからない。せっかく交流のあかしとしてお互いにそういうやりとりしているのです。さらに青葉ヶ丘公園にあるショウブの花もそうです。そういうようなことがなおざりになってくる。だから、そういうことを考えた場合に、相手に対しても失礼に当たると思いますので、もっと長期的に考えて、慎重に友好提携のことを考える必要があるのではないかと私思うわけです。そういうことも含めまして再質問といたしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の再質問、何か友好町提携に反対のようなご意見、ご質問ですが、若干ご説明させていただきますと、姉妹町、友好町の違い、今までは姉妹町、旧蟹田町から480年ぐらい前に権四郎という方が海を渡って漁師として砂原地区に住みついた、そこから砂原町が始まったということで、これは深いかかわりで、親子だということで上下関係ではございません。親子だということで、親戚づき合いです。そういう姉妹町提携だったのです。ただし、両町お互いに合併が成立した。これは、合併する町のことも配慮して、行政的なおつき合いは一区切りをつけましょうということで先ほどの最初にお答えした公的なおつき合いは解消したわけです。お互いに落ちついてきたと。それでも民間団体は、やっぱり親子づき合いを続けてきました。そして、合併をして、砂原地域の

方々も遠州森町の派遣団に参加させていただきながら、新しい文化を継承していく、これは大変素晴らしいことだと私は思っております。そういった中で、友達を増やす、そういったことは大変私は素晴らしいことだと思います。友達が増える、それからおつき合いが広がる、そこに経済や文化の交流が乗っかってくる、そのように私は思っております。そういった面で、全然友好町提携について私は難しいことだとは考えてございません。ただし、先ほども申し上げましたとおり、やはり町民全体とは言いませんが、間接民主主義である代表の皆さん方と協議すると、そういうことを申し上げました。そしてまた、新幹線効果に合わせた、開業に合わせたという、こういう時期は関係ないのです。いつでもいいのです。ただし、お互いにきちんと事務的なものが整わないのに、そういった勝手に提携しますということはできませんので、皆さん方と時期、それから中身についても協議をさせていただきたい、そのように申し上げているところでございます。

いろいろとたくさんの方々のご意見を聞けばいろんなお考えがありましょう。でも、それは友達を増やす、知り合いを増やす、今は国内だけの問題ではないです、松田議員。世界中に私は友好町を増やしていきたいと、そういう考えも持っておりますので、広く大きな考えでこの辺を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 今の話を聞いていると、議会だけで了承を得るといいという話に聞き取ったのですが、要するに予算が伴うから議会の了承を協議して決めていくのだという。もっと広い意味で町民の意見、一般の人方の意見、それを聞かなければだめなのではないかなと思う。それでないと長続きしないのではないですか。広く広く友達をあちこちにつくればいいのだという、そういう感覚でやるようなものなのですか。町税を使ってやるわけでしょう、議会の了承を得るということは。そういう問題なのです。だから、それを議会と、だから先ほどの議会と協議と言いながら協議はしていないと私は思うわけです、別に。ただ報告を、こういうふうにやってきましたよというだけの話で、ではそれについてどうのこうのといったことはない。実際問題として、青森での向こうの議員と話したときも私と同じ考えを持って、旧蟹田町出身の議員ではないですから余計そうなのかもしれないけれども、やっぱりそういう不安を持っているわけです、あちらの議員の人と話したときに。知らないわけです、お互いを。すぐではない、時期は明示しないと書いていますから、それはいつでもいいという話なのでしょうけれども、そういうことをもっと合意のとり方をもう少し考えた広く意見を聞ける場所、聞いてみてはいかがなのでしょう、今後その辺の問題に関して。その辺のことを聞いて、再々質問とします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

一般の意見も聞く機会もちろん必要だと思います。そういう機会もつくっていききたいと思っております。そういった部分で時間をかけて協議してまいりたい、そういうふうに申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 外ヶ浜町との姉妹町締結の町民合意についてを終わります。

次に、森町の過疎集落対策についてを行います。

○４番（松田兼宗君） それでは、２つ目の質問をさせていただきます。

森町の過疎集落対策についてということでお聞きします。過疎化や高齢化の進行などにより、65歳以上の高齢者が人口の50%以上を占める限界集落が全国的に増加しつつあります。限界集落とならなくても人口の減少と少子高齢化は、集落の自治や冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難となりつつあり、日常生活でも買い物弱者や交通弱者と言われるほどに生活困難者が増加しつつあります。国や北海道は、過疎集落対策施策を本格化させつつありますが、以下森町の過疎集落対策、とりわけ森町においては町内会の機能不全対策についてお聞きしたいと思います。

１つ目に、現在の森町で限界集落というのは存在するのでしょうか。

２つ目に、10年、20年、30年後の限界集落の増減や町内会別の高齢化率などの年齢構成別人口構成比の現状と将来予測をしているのかどうか。

３つ目に、将来限界集落となると予測される町内会は実際あるのでしょうか。

４つ目に、森町の過疎集落施策や町内会の機能不全の現状と今後の施策はあるのか。

５つ目に、この過疎集落対策というのは実際に担当する部署、課はどこになるのかをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） ご質問にお答えします。

質問①の現在の森町で限界集落は存在するかということですが、住民登録、字界での資料では高齢者率50%以上の地区は２地区であります。それにつきましては、三岱地区と砂原西５丁目地区であります。

２番目の将来の予測であります。町内会別の予測資料はありませんが、厚生労働省人口問題研究所が今年３月に発表した日本の地域別将来推計人口によりますと、2040年の森町の人口は１万716人と推計され、約40%の減少です。また、65歳以上の高齢者率は、現在30.7%であります。42.6%と推測されています。

３の将来限界集落と予測される町内会はということですが、定義での限界集落となり得る町内会は数件と予測しますが、高齢者の割合より現実的に自治会機能が低下する町内会が今後増えるものと考えます。

④の過疎集落施策や町内会の機能不全対策で現状と今後の施策はあるかという質問でございますが、一般的な集落施策としては生活交通路線バスの運行支援、配食サービス及び高齢者タクシー助成などが挙げられます。町内会の機能不全対策につきましては、現状では特に町内会から町内会活動における機能不全を起こしている旨のお話は届いておりませんが、近年町内会、自治会は多くの課題を抱えていると思われます。社会環境や住民ニーズが大きく変化する一方、担い手不足や役員の高齢化などでその活動は困難となり、その結果新規加入や活動の参加率は低下傾向にあり、町内会運営には支障を来すなど、町内会

活動の運営維持には大変ご苦勞をされているものと思われます。

当町には現在42の町内会があり、6,284世帯が各町内会に加入している状況です。防犯、防災、交通安全の活動、スポーツ、文化など地域の行事やお祭り、環境美化活動や健康づくりなど、地域における住み良い生活環境の推進と福祉の向上を図るべく活動を行っています。

今後の施策はということですが、町内会活動におかれましては地域に住む人たちが住み良い地域づくりを目指したみずからの意思により組織した団体であることから、町と連携協力し合うのは当然であります。町内会のさまざまな諸問題については行政指導での解決は限界もあるかと考えます。また、町の仕事がほとんど町民の生活に密着していますから必然的に窓口が多くなりますが、町内会に関することであれば住民生活課や町民サービス課が取り次ぎをしますし、一般的な相談については職員や町民相談員が受けますので、担当がわからない場合でも気軽に相談していただければと考えます。

5の担当部署、課はというご質問ですが、町内会の地域活動への支援は住民生活課並びに町民サービス課が担い、集落支援策のスキームについては企画担当課が担当し、関係課と連携するものと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） それでは、再質問させていただきます。

まず、先ほどの姉妹町、友好町との絡みと同じかなと思っているのですが、言葉の問題なのですが、集落対策という言葉を使うのですが、新聞等で報じられている過疎集落対策、集落という言葉を使うのです。だけれども、実際問題として森町の場合は、その基礎的な部分というのは町内会が担っていると思っているわけです。とすれば、これは道新に載った8月18日の記事なのですが、これを見て自分たちの問題だと思わないのではないかなと思うわけです、まず。集落、集落って一体何なのだとかぴんとこない。本当にそれを今後森町でというか、北海道が全部どうかちょっとその辺わからないですけれども、町内会の問題だというふうに考えを書くとぴんとくるはずなのです。だから、今後は町内会の問題として捉えるということ、町内会とはっきり打ち出したほうがいいのかなというふうに私は思っています。その辺まずどう考えているかということです。

それと、先ほど42町内会というふうに言ったのですが、実は平成20年の調査なのですが、道の調査です。その過疎地域高齢化集落状況調査報告というのがありまして、この中でまず集落とは一体何なのだと定義しています。それは、一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位、農業センサスにおける農業集落とは異なるというふうな定義のされ方をしています。なものですから、自治体によって考え方が、捉え方が違う部分がある、町によって。そして、その中で森町に関してはどういう形で捉えているかということ、行政区でというふうに捉えているわけです。その行政区の中で捉えているというのは、数をいい

ますと34なのです。これはどこで回答しているかわからないですが、20年の調査です。その辺の数字からすると、34と42の開きがなぜ生じたのかなというふうに不思議に思っ
て考えたところ、どうもその当時の書いていることというのは、例えば彦瀧第1から第3
まであるわけです。本町なら本町の東部、西部とかと分かれているわけです、町内会
は。けれども、行政区として見た場合に町を1つで見ているのかなと。その数字の
違いから34という数字の見方を、集落数の数ですけれども、見方をしているの
かなというふうに捉えたわけですが、それはどうなのでしょうかとということをお聞
きしたいと思います。

それと、先ほどの言葉の問題に戻りますけれども、町内会の問題とした場合に
当然対応をする課というのはどこなのかと考えた場合に住民生活になるのかなとい
うふうに思う。過疎集落の問題と捉えていれば企画、先ほど企画の話も出てきま
したので、どうもぴんときないのかなと。だから、質問の中では私自身も集落と
町内会とごちゃごちゃになって書かざるを得ない部分があって、そうしている
のですが、あえて町内会の機能不全という言葉を使っています。今はそんなに
ないと言われてはいますが、将来予測の中で当然今後今50代以上が半数を占め
ているところが10年後には自動的に65歳以上になっていくわけ
です。例えば10年後を考えた場合、限界集落に近いものになってくる町内会が
多数出てくるだろうと。とすれば今からその対策を講じなければならない。自
治組織だからといって町内会任せにしていけないのでしょうか。2035年には
6割の人口になるという予測されていますけれども、そういった中でますます
町内会の機能が働かなくなった場合、その負担はどこにいくかといったら行政
にいくわけです。それを考えた場合に今のうちから手当てをしていかなければ
ならない。それは、国のほうでも当然それを行っているし、やり始めているし、
道でもこの新聞で書いているようにこの2年間で施策を集中させるという記
事にもなるわけです。これを受けて、町でも独自に考えていかなければならな
い。集落の問題としてではなくて、町内会の組織を今後どうするのかということ
を考えていかなければならない時期に来ているのだと。今からやらないと手お
くれになるのではないかなというふうに私は思うわけですので、その辺を含め
ましてまず再質問といたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の再質問にお答えいたします。

いろいろと松田議員町内会の活動等に対してご心配なさってのご質問だと、
そのように思っております。1問目、1問目と申しますか、42というのは町内
会単位の数字でございます。もちろん行政区としては、同じ町内会で森川で
あれば1、2、3、4と、そういうふうにあるように、それを1つにまとめた
形が行政区の34になると、そういう数字の違い

だと、そのように認識しております。町内会としては42単位でございます。

そして、2点目の活動しやすい単位ということでもありますけれども、これ3点目ともちよっと答えが重複するかもしれません。いろいろと町内会それぞれに組織をつくって、自主的に今現在も運営されております。また、足りない、それから手不足だ、もしくは合理的にやるということではお隣の町内会と協力し合ってお祭りを再興されたり、それからお手伝いをいただいたり、もう一点言えるのは隣町との町内会ともいろいろと協力し合いながら運営をされている町内会もございます。

町としてこれについていろいろと今から考えていくべきではというご提案なのですけれども、やはりそれも将来的には必要な部分になるかもしれません。しかし、この町内会活動というのはやはり自主的、自発的に取り組むのが主体であろうと、そのように思います。ただし、町としては、何がしか困り事があれば町内会に対する協力は惜しまずするつもりでおりますので、その点をご理解の上、ご答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 先ほど私も言ったのですが、町内会が機能不全になってくるとその分全部しわ寄せは行政にいくよという話を言いました。実は、私はそれは一つではあるのですが、もっと社会的ないろんな集団というか、団体というか、機能的な部分がかなりあるわけです。例えば社協もその一つだと思うし、機能的な集団の一つに、行政もその一つだとしか私は思っていないのですが、とすれば町内会の問題というよりそれを補強するためには行政も含めて、PTAもそうだろうと思いますし、サークルとかいろんな団体も含めて、そういう集団というか、団体との協力関係がますます必要になってくる。配食サービスの話さっき言いましたけれども、そういうところの部分で補助的に動いていくわけです。とすればその中を今後助けていく、機能不全を解消する意味においては、行政ばかりでなくてほかのいろんな団体があるとすればそれも強化していかなければならない。町内会本体だけではないです。もう人口目に見えているわけですから。例えば10年後に65歳以上が過半数を占める集落ということが予測されているのは全道の3分の1あるというわけです。さらにその10年後には全部、さらに増えて、黙っていても75歳以上になるというふうには考えていいわけですから、だからそういうふうにしてほとんどやる人間がいなくなるというふうに考えたほうがいいと思いますけれども、それを補助していく組織というのは行政ばかりではなくて、ほかの団体いろいろあるので、そのことも強化していくとか、協力つくっていくと言ったほうがいいことなのかその辺はわかりませんが、その辺も考えていく時期に来ている。それでないと、この町というか、今後の森町だけではないです。日本の国が成り立たなくなっていくことになるのだと思いますので、それを早急に考えて、施策の中に組み入れていくことを考えなければならぬのだと思いますので、その辺も最後に再々質問の中で聞いて終わりにしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

おっしゃっていることは、やはり将来的な人口減に対する心配事であろうと、そのように思います。ただ、私どもはただ人口が減るのを黙って見ているそういったことではなくて、一方では増やすための施策に対しても努力をしております。それについての努力がやっぱり経済効果だったり、いろんな取り組みであったりと。これには先ほどの外ヶ浜とこのこういった姉妹提携や広がりを見せるということも一つの施策だと理解していただければなと、そのように考えます。

しかし、今現在町内会等の連携も、また松田議員おっしゃられるように社会教育やたくさんの方の町内の団体との連携十分とりながら進められておると、そのように町としても理解しております。自治会としても一生懸命努力をしている部分があると思います。その部分について今後も、まずしかし基本は自治会そのものがやはり努力していただく。すぐに町に対してどうしてほしいとかそういうことなく、自発的、自主的に取り組んでほしいなと、そのように願うところであります。ただし、その上でやはりどうしても不足な部分がある、そういったときにはいつでも申しただければこれに対して検討、取り組みをすることはやぶさかではございません。防災計画も今年度計画されておりますし、避難とかそういった部分につきましても自発的、自主的な取り組みも今後必要になってまいります。それと兼ね合わせても当然において町としてはこれに対するいろいろと協議、協働、そしてお互いにちゃんと最終的には生活できるそういった部分について取り組んでまいりますので、その点ご理解をいただきながらお願いしたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

これで日程第3の一般質問は終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、

同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成25年6月12日に公布されたことに伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。森町税条例新旧対照表を資料ナンバー1として提出しておりますので、ごらん願います。資料の1ページに改正内容を記載しておりますので、ごらん願います。

資料の2ページをお開き願います。条例第47条2第1項、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定の改正は、納税義務者が町の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等を改正しようとするものです。

2ページ下段から3ページ中段の条例第47条の5第1項、年金所得に係る仮特別徴収税額等に係る規定の改正は、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行う規定の整備をしようとするものです。

3ページ下段から4ページ上段の条例附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改正は、7ページ中段から8ページ上段の条例附則第19条の2の規定の新設に伴う引用条項の追加による条文の整備をしようとするものです。

4ページ上段から5ページの条例附則第16条の3第1項から第3項、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をしようとするものです。

5ページ下段から7ページ上段の条例附則第19条第1項及び第2項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備をしようとするものです。

7ページ中段から8ページ上段の条例附則第19条の2第1項及び第2項に係る規定の新設は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定の新設に伴う条文の整備をしようとするものです。

14ページ下段から15ページの条例附則第20条第2項、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は、適用条項の繰り上げによる条文の整備をしようとするものです。

17ページ下段から20ページの条例附則第20条の2第2項から第6項までの条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は、適用条項の繰り上げによる条文の整備をしようとするものです。

議案の最後のページに戻りまして、附則についてご説明させていただきます。施行期日、第1条は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

第2条は、経過措置をそれぞれ規定したものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成25年6月12日に公布されたことに伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。森町国民健康保険税条例新旧対照表を資料ナンバー2として提出しておりますので、ごらん願います。資料の1ページに改正内容を記載しておりますので、ごらん願います。

資料の2ページをお開き願います。条例附則第6項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をしようとするものです。

次に、2ページ下段から3ページ上段の条例附則第9項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備をしようとするものです。

3 ページ中段の条例附則第10項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の規定を新設したものです。

4 ページから 5 ページ上段の条例附則第11項、第12項及び13項は、規定の繰り上げに伴う整備をするものです。

5 ページの条例附則第14項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定の改正は、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をしようとするものです。

議案の最後のページに戻りまして、附則についてご説明いたします。施行期日、第1条は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

第2条は、適用区分の規定を整備したものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。ございませんか。

○4番（松田兼宗君） 附則のところで、先ほどの条例の改正というのは28年1月1日になっているのです。これは29年1月1日。間違いではないですよ。その理由ちょっと、理由というか。

○税務課長（伊藤 昇君） これは、地方税法の改正によって国民健康保険税に関するものとして29年1月1日から施行するものでございます。その他施行日で（1）、（2）とございますけれども、これは公布の日から施行するというような規定になってございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、町長等の給与の特例に関する条例制定についてであります。本年2月に発覚しました国保病院元薬剤師と前管理職の不祥事に対する町長及び副町長の管理監督責任についてでございます。

裏面をごらんください。町長については、平成25年10月分から平成26年1月分までの4カ月間、副町長については平成25年10月分から平成25年12月分までの3カ月間、給料月額からそれぞれ10%を減額しようとするものです。

条例改正の条文の中に、まず町長、副町長の給料に100分の10を乗じて得た額、これは今回の責任分となります。さらにそこから国家公務員の給与削減を特別職5%としてございますので、それに100分の95を乗じて得た額とするということになります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○15番（黒田勝幸君） 給料の減額ですけれども、歴代の町長もこういうことがありました。梶谷町長になってから自分の在任中に起きたものでないのだけれども、いいことも悪いことも引き継ぐということでこういうことになるのだと思いますけれども、それで実際現在給料幾らで、今度こういうものをやってどのぐらいになっていくのですか。これ見ると副町長もですよ。それぞれ数字的にはどのようになりますか。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

町長につきましては、本俸81万2,000円になってございます。これに今回の減給10%、さらに国家公務員削減分として5%ということになりますので、月額が69万4,260円となります。1カ月当たりの減額分は11万7,740円となります。副町長につきましては、本俸65万3,000円、これに減額分を10%、さらに国家公務員削減分を5%をやりますと55万8,315円、1カ月当たりの減額は9万4,685円となります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第4号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

規約の変更理由であります。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合において構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改める必要が生じたため、地方自治法第291条11の規定により議会の議決を求めるものです。

変更内容については、資料3の新旧対照表によりご説明させていただきます。現行規約では、人口割の算出について前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口となっております。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、3カ月を超えて在留する外国人住民について住民基本台帳法の適用対象となったことから下線部分を削るものです。

施行の日につきましては、地方自治法第291条の3第3項の規定により北海道知事へ届け出をした日となります。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第5号 平成25年度森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町一般会計補正予算の第4回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,151万7,000円を追加し、歳入歳出それ

ぞれ89億8,051万6,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをお開き願います。歳入ですが、款10地方交付税の1,157万8,000円は、財源調整のため計上をするものです。

続いて、款15道支出金、道補助金、民生費補助金、節2 児童福祉費補助金の150万円は、学童保育所運営に係る補助金でございます。

続いて、農林水産業費補助金の節1 農業費補助金の1,321万3,000円は、農地基本台帳システムの改修に要する交付金と農業者が農業機械を整備する経費への補助金であります。

続いて、8 ページ、9 ページになりますが、款18繰入金、基金繰入金の833万円ですが、グリーンピア大沼施設の改修に充当しようとするものです。

続いて、款19繰越金の680万6,000円は、財源調整のため計上をするものです。

続いて、款21町債の臨時財政対策債の1,148万6,000円の減額は、借入額の確定により精査するものです。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出になります。款2 総務費の一般管理費の報酬14万1,000円は、特別職報酬等審議会を開催しようとするものです。

次に、人事管理費の給料の減額は、国家公務員の給与の削減に伴い所要の減額をしようとするものです。

次に、財産管理費の工事請負費833万円は、グリーンピア大沼施設のトイレ改修工事をするものです。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、情報推進費の工事請負費197万4,000円は、北電柱及びN T T柱の老朽化に伴う立てかえ工事を行ってございますので、それに添架されている町の光ケーブルを移設しようとするものです。

次に、防災対策費の負担金補助及び交付金の30万円は、町内会における自主防災組織の設立及び活動を支援すべく補助金を計上するものです。

続いて、12ページ、13ページになりますが、款3 民生費の国保会計への繰出金584万9,000円は、平成24年度給付金の精算分に係る経費が主なものでございます。また、介護保険会計、後期高齢者会計への繰出金の減額は、職員の給料の削減分に係る経費でございます。

続いて、児童福祉総務費の学童保育所運営事業補助金は、対象児童者数の増加によるものでございます。

次に、14ページ、15ページの目5 障害児通所支援費の補正は、これも対象者の増加によるものが主なものです。

続いて、款5 労働費の1,110万円は、例年実施しております冬期就労対策事業に係る委託料でございます。

次に、16ページ、17ページになりますが、款6 農林水産業費の目1 農業委員会費の委託料168万円は、全額北海道からの交付金を活用し、農地基本台帳システムを改修しようとするものです。

同じく目2 農業総務費の賃金は、農業振興地域計画の見直しを行うため臨時職員を雇用

しようとするものです。また、節19では農業者が一定条件のもとで農業機械を整備する資金として全額北海道からの補助金を活用するものです。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、項2林業費の節19では、民有林の植林に対し一定の割合で補助をしようとするものです。

続いて、款8土木費の項2道路橋梁費、18ページ、19ページの項3河川費、項4港湾費、項5都市計画費、項6住宅費にそれぞれ計上しております建設機械借り上げ料や修繕料は、各施設の修繕箇所が当初より増加したことによるものです。

続いて、22ページ、23ページの款10教育費で幼稚園費の賃金の減額は、本年4月に臨時職員1名を職員として採用したことからの減額をするものです。

次に、目1社会福祉総務費の委託料は、青葉ヶ丘公園にあるカヤベグリの木の枝と行幸柳の枝の剪定をしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

○15番（黒田勝幸君） 12ページ、民生費、児童福祉費、学童保育の運営費ですけれども、104万円増額になっています。児童数が増えたということなのですかけれども、新年度に400万円計上してありますけれども、どのぐらいの人数が増えたのですか。

○住民生活課長（竹内 明君） 学童保育につきましては、平成22年度から実施しておりますけれども、年々児童数が増えておりまして、25年度、今年に関しては40名程度の登録数となっております。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 私が押さえている数字は、3月までで39人でないかなと思っていたのですが、それで今40名と言ったよね。そうすると、人数的に大した増えていないのかなと思うのだけれども、100万という根拠のことが、私の39人というのが勘違いかもしれない。私調べている範囲内では39人となっているのだけれども。

○住民生活課長（竹内 明君） 学童保育を始めるときに定員を30名というふうに設定しております。その中で補助金設定をして、現在想定以上の人数があり、40名ということでございますけれども、24年度につきましても多いときは51名、少ないときで29名、平均で約40名の、39.何人ですか、40名程度の保育児童数というのですか、入所児童数がおりました。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） そうすると、22年に開設したのでしょうか。そのときも400万で、それからずっと金額的に上がってなくて、今回上げたのだよということでもいいのですか。100万円増やしたのだよということでもいいのですか。

○住民生活課長（竹内 明君） 22年度、23年度、だんだん児童数が多くなるに従って、

23年度につきましては400万の当初予算に対しまして補正を70万8,000円ですか、補正増をしております。補助金の設定そのものが30人ということで設定しておりまして、30人以上につきましては30人まで1万500円ということで、30人掛ける12カ月ということで設定しております。要綱の中を見ますと、やはり30人という枠がありまして、それ以上の部分については経営者の収入ということでとられておりましたけれども、ただ人数が増えることによりまして保育指導員が3名だったのが現在4名ということで、人件費もかかるということもあります。それと、それに伴いまして施設の維持費だとか冬場の暖房費とかいろいろかさむということもありまして、実際30名の想定以上にやっぱり経費がかかるということで、現在も40名を推移しているということを踏まえまして、今回10名の一応想定枠を増やしまして総額504万円ということで、足りない部分が104万円ということで補正増として計上している状況でございます。

以上です。

○8番（木村俊広君） 14ページの労働費なのですけれども、委託料で冬期就労対策ということで計上しておりますけれども、昨年何か余り人が集まらなかったというような話も聞いているのですけれども、これ年齢制限か何かかかっているのでしょうか。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えします。

求人対象の年齢制限でございますけれども、去年は男性が35歳から65歳、女性が35歳から60歳ということになっておりまして、本年度につきましては年齢制限を緩和いたしまして、男性35歳から70歳、女性35歳から65歳ということで予定をしております。

なお、この年齢の関係なのですけれども、雇用対策法によりまして年齢を明記した求人はできないというふうになっておりますので、中高年齢者ということで対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○2番（山田 誠君） 10ページ、項1 総務管理費の防災対策費、負担金補助及び交付金で自主防災組織の設立及び活動補助金ということで、これ森町の連合なのか、それとも個別の町内会なのか。町内会だとすれば、各町内会長が全部把握しているかどうか、それちょっと聞きたい。

それから、14ページ、今の就労対策でございますけれども、去年が当初予算で976万5,000円組んでいるのだけれども、今年は1,110万と。これ雇用の人数等どのように変化になっているのか、その辺。例えば去年は50人予定していましたが、今年は70名だということであればいいのですけれども、その辺確認したいと。

それから、16ページの農業総務費の賃金ですけれども、先ほど総務課長のほうから計画の見直しの作成のために臨時職員を使うということなのですが、当初予算でも同じだけ組んでいるのです、臨時職の賃金を。この計画をやるために臨時職員を使わなければいけないのかどうか。それだけボリュームがあるのかどうか、その辺も確認したいと。

それから、20ページ、教育総務費の事務局費で賃金、これは特別支援教育支援員の賃金

でございますけれども、当初予算527万6,000円あるけれども、このときの支援員の数、それから今の44万1,000円増加になった部分でどれだけの人数が増えるのか、減るのか、その辺承知したいということでお願いします。

○防災交通課長（落合浩昭君） お答えいたします。

自主防災組織につきまして現状といたしまして森町では設立されているという町内会は2町内会であると聞き及んでおりますけれども、その実態の把握はされておられません。災害対策基本法の中におきまして自主防災組織の設立と充実を促進するというのがうたわれております。また、きのうの一般質問の中でございました住民の意識改革だとか自主防災組織における連絡網の整備などにより災害時の周知広報の補完だとかということ等、森町における自主防災組織の設立実態の把握をあわせて町として実施したいという趣旨の補助金でございます。

補助内容といたしましては、1つ目は自主防災組織の設立と災害時要援護者名簿の整備を行った際、また2つ目といたしまして災害時要援護者名簿の更新と自主防災訓練や防災知識の普及啓発などの活動を実施した際にそれぞれちょっと補助金の交付を考えているという事業でございます。町内会のほうにはまだ周知はしておりません。要綱だとかを定めた上で町内会長さんや町内会の役員さん、森地区で1回、砂原地区で1回、計2回ほどの説明会を開催したいと思っております。また、年度当初の町内会連合会、これ連合会のほうなのですけれども、そちらのほうの総会には出向いて説明会開きたいなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 山田議員、1つずついきますか。防災の関係はいいですか、今の答弁で。

○2番（山田 誠君） 今聞いたらこれからということでございますけれども、この30万は1団体どの程度見ている。それによっていろいろありますので、やはり我々も宮城県のほうに視察行って、相当自主防災というのは重要だということを把握していますので、これもしかすれば30万やそこの金では足りないのではないかなという気がするのだけれども、その辺も含めて答弁をお願いします。

○防災交通課長（落合浩昭君） お答えいたします。

今回のこの補助金につきましては、設立時に設立届を出してもらうということと災害時要援護者名簿の整備をしていただくということを設立時については主な趣旨で考えております。また、次年度以降になろうとは思いますが、災害時要援護者名簿の更新だとか自主防災訓練の実施や防災知識の普及啓発などの活動をした際にそれぞれ1団体当たり3万円程度の補助金を考えてございます。根拠といたしましては、まず設立時に災害時要援護者名簿を整備していただくということで、それらの消耗品だとかそういうものに使っていただければなと思っております。

以上です。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

雇用人数につきましては、昨年と同様80名を予定してございます。増えている理由でございますが、ここ数年の降雪、積雪状況から期間を昨年は1月の中旬から2月の中旬までと予定しておりましたけれども、今回は1月の中旬から2月の下旬ということに延長したことによりまして増額というような形になっております。

以上です。

○2番（山田 誠君） さっき同僚議員も言っていましたけれども、余り評判がよくない事業なのになぜ増やさなければならない。私もいろいろ聞いていますけれども、余り一般の方々に、これははっきり言いますけれども、言葉悪く言いますと余り稼働しないでお金をもらっているのではないかと、こういう悪評が出ていますので、執行する場合については、どこの業者が請け負ってどういうふうにするのかわかりませんが、きちっとした対応をしていただかないとせっかく町で冬期間に、これ昔の失業保険の延長だと思うのだけれども、そういう方々にきちっと稼働していただいて、きちっとした賃金を払ってもらうということをししないと、だんだん、だんだん悪評が出てきますとやめざるを得なくなるということになりますので、その辺もう一度お願いします。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

今山田議員さんのほうから指摘ございましたように、見たところ余り作業状況がよくないというようなお話も伺っておりますけれども、その辺委託業者に対しまして徹底して指導してまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○農林課長（島倉秀俊君） 賃金の部分でございます。当初半年分予算を組んでおりましたけれども、見直しを進めていく上で相当の事務量となつてございましたので、今回の補正計上とさせていただきます。なお、農林課の職員も以前と比べまして相当数減っておりますので、今回また臨時職員の雇用を考えてございます。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 当初予算に組んだものも同じこの計画の見直しの賃金でしょう。そうした場合に当初予算から6カ月で終わるというめどがあったのでしょうか。なかったら1年分、予算のとり方があなた方おかしいのだ。1年分にとって早目に終わったら早目に、8カ月、10カ月で終わったらあと補正減するというのが普通なのだけれども、足りないからまた補正する。そしたら、雇用するときどういう格好で雇用するかということは基本的に全然考えていないということでしょう。この作業は何カ月ぐらいで終了するというめどもなくて当初予算組むの。そうでなくて、答弁要らないから、今後組むときにはきちっとそういうことをしてからやりなさい。逆なのです、組み方が。わかりましたか。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、ご質問にお答えいたします。

特別支援教育支援員賃金でございますけれども、当初は7名分を予算化しておりました。このたび1名分を増やそうとするものでございます。この1名分につきましては、森小学校のほうへ配置を予定しております。この際配置になるということは、転校生がおりまし

て、その転校生が前の学校で特別支援員をつけて授業に臨んでいたお子さんであります。そういう子が森小学校のほうに転入になりまして、そのために森小学校のほうに支援員を配置しようとするものでございます。

以上です。

○2番（山田 誠君） いつ転入したのかはわかりませんが、これから半年あるわけなのだけれども、転入したときに例えば早目に支援員を雇うということになれば、もう少し6月とかその辺にならなかったのか。いつ入ったのですか、転入というのは。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、お答えいたします。

この子の転入は6月4日の転入でございます。そのため1学期中は学校の中で頑張っていたいておりましたけれども、2学期から支援員を配置し、学校の学級経営を円滑にするために配置するというので一応考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（山田 誠君） 6月4日といいましたら、6月の議会で何で補正しないの。今9月です。今の農林課と同じく、やっぱりこれから使用する、使うというものは、事前にわかっているわけだから、きちっとそういうような対応をしていかないと、ただ補正すれば何でもかんでもいいのだよということにはならないでしょう。その辺もう少し計画性のある予算の執行をしてください。それでないとおかしくなる、だんだん。だから、例えば支援員がいろんな学校で来て、当初予算のときにも学校のときにわかるわけでしょう。そして、5月の教育統計なら統計であるときにもうわかるわけだから、そのときにきちっと今後の部分はこれこれになりますということは把握できるはずなのです。そして、多少の、さっきの農林課と同じでないけれども、1人や半分ぐらいの支援員の増ぐらい見ておくのが普通でないですか。きちきち、きちきちとるからやっぱりおかしいのだ。だから、一人でも増えればもうすぐ補正しなければならない、待ってください。そういうことでなくて、答弁要らないから次回からそういうふうな格好できちっとやってください。

○学校教育課長（清水雅信君） ただいまの関係でございますけれども、6月4日に転入したということでございまして、当初予算のときにはまず間に合わないということが1点でございます。その後なぜ早目にとらなかったかということと余裕持って賃金持っていたらいいのでないかということなのですけれども、一応賃金の性格からして当初から何名使うという、そういうものが試算できていますので、それに余裕持った賃金のとり方なり、計上の仕方は今までしております。それで、そういう形で我々の予算上の計上の仕方しておりますので、その辺はご理解願いたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○9番（堀合哲哉君） ちょっと1点お願いがある。総務課長にお願いある。原課の課長にもお願いしたい。資料ありますよね。資料出してくれるのだけれども、各課でまちまちだと思います。私例えば冬期就労の関係、ぜひこの部分資料出していただきたい。毎年やっている事業だといえども多分……資料あるのですか。資料出ていないよね。資料なかったものですから、ぜひこれは出していただきたい。そうしないと概要もつかめませんし、

今質問で明らかになったように年齢が70歳までになったよという話です。今は昔と違って直営ではなくて委託という方法を取り始めているのだけれども、でもそれは町のお金出すものですから、やっぱりその基準というのは明確であります。そこだけではありません。ほかに、過去に資料として出たのかもしれませんが、グリーンピアは出ています。その他結構お金の部分がありますので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。それはお願いでございます。ぜひ資料は豊富に出していただきたい。お願いをいたします。

それから、7ページ、道からの委託金の関係で確かな学力の育成に係る実践的調査研究委託金、これは砂原小学校でこれからまさに実践しようとするそういう教室を指しているのでしょうか。これちょっとお聞きしたいなということが1つ。

それから、2つ目は、11ページ、税滞納整理システム改修業務委託料、滞納整理システムの改修業務というのは内容どういうことなののでしょうか。これちょっと説明いただきたいと思います。

以上でございます。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、7ページの確かな学力の育成に係る実践的調査研究委託金という項目についてご説明いたします。

まず、この委託事業でございますけれども、文科省の委託事業でございます。文科省の委託事業で北海道を経由して委託金が交付されますので、道の委託金という形で予算計上させていただいているところでございます。

この内容につきましては、砂原小学校、砂原中学校の学力アップに関する調査研究委託事業という形になります。この委託事業でございますけれども、北海道では3つの町で委託を受けております。まず、苫小牧、それから雄武町、それから森ということで3つの地域で受けております。それで、このたび森町でこの委託事業を受けることになりましたけれども、その委託先でございますけれども、まず砂原小学校と砂原中学校で委託を受けるという形になります。それで、メイン校につきましては、砂原小学校がメイン校になります。それで、その事業の内容でございますけれども、学力アップのいろいろな授業をしていこうということになりますけれども、通常ふだんからやっている授業をメインに委託事業をやっていくという形になります。そのほかに特出してこの30万使いまして委託事業をかけるのは、まずユニバーサルデザイン化ということで、これは筑波大学のほうに研修に行きまして、そちらのほうで毎年砂原小学校のほうで学力アップの関係で研修やっております。その関係でこのたびそのユニバーサルデザイン化ということで筑波大のほうに行つて研修を受けると。それとまた、この学力に関して大学のほうでもいろいろ研究していますので、新潟大学の教授さんに来てもらいまして、学力アップの関係の講演なり、研究会をやるといふ形のものを組んでおります。そういう関係の経費で大体30万ほど予算を組んでいるということになります。

それで、この実践的調査研究委託事業につきましては、学校の委託と地域指定という一面もあります。地域指定という一面では、幼稚園、小学校、中学校の連携ということで取

り組んでいくという形になっております。ですから、例えば中学校の生徒さん方が小学校のほうに行って交流する、幼稚園のほうへ行って交流すると。幼稚園のお子さん方が小学校のほうに行って交流すると。また、先生方も相互に幼小中の連携をとりながら、学力アップの一つのものにつなげていくという形のものをこのたび委託事業としてやろうとするものでございます。

そういうようなことの内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○収納管理課長（野田勝正君） お答えします。

25年の3月に国税のほうの改正がありまして、それに伴って地方税法も改正されました。その中で延滞金の利率が平成26年1月1日以降現在使用している1カ月を経過する日までが7.3%、それが3.0%、その後の完納期間までが年14.6%から9.3%という率の変更が現在使っているシステムでは計算できないので、このシステムを改修するための経費としてお願いしているところでございます。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） わかりました。

それで、17ページの未来につなぐ森づくり推進事業補助金というのがございます。どこかで聞いたような名前なのだけれども、過去にも出ていたのだと思うのだけれども、それでちょっとお聞きしたいのは、実は議会でも林業活性化議員連盟というのをつくっているのです。それで、議会で作っている団体にも補助金出るのかなと思ったりするのだけれども、それはないだろうと思っています。それで、ここの部分もできれば、補助団体があるわけですが、補助金になると。補助団体はどこなのでしょうかとということをお聞かせいただきたい。そして、何をしようとしているのか。その辺をお聞きしたいなというふうに思います。

○農林課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

この補助事業につきましては、民有林の所有者から未来につなぐ森づくり推進事業を活用したいということで秋の植栽を行うということが森林組合のほうを通じて要望がございましたので、今回の予算計上となってございます。ですから、個人の森林の所有者からの要望が森林組合を通じてございますので、補助団体は森林組合となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 植林ということでしょう。

○農林課長（島倉秀俊君） それと、秋の植林、植林が主な事業でございます。

以上でございます。

○9番（堀合哲哉君） しつこいようですけれども、総務課長にもう一度言いたい。ちょっと何か文句になるかもしれません。

今回の一般会計補正で出てきた資料というのは、グリーンピア大沼と、それともう一つだけでしょう。経営体育成支援、この2本だけ。私この補正予算見たときにもっと知らせてもいいでしょうと思う。私議会の職員の自慢しているわけではないけれども、実は決算

の審査を先ほどこっとやらせてもらったのですけれども、非常に数字的にも整理して細かく出していただいています。そこまで細かくして出せとは私申しませんけれども、ぜひ資料の面で役場サイドのご配慮のほうもお願いしたいと。何せ議員といっても私自身全くの素人でございますので、ひとつその辺お含みおきいただいて、ぜひお願いしたいなど。予算決算もそうでございますので、ひとつよろしく申し上げます。議長を通じて改めて要請のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ただいまの件ひとつよろしく願いいたします。

○総務課長（木村浩二君） この資料の件についてちょっと答弁させていただきます。

堀合議員おっしゃるとおりだと思います。先ほどの冬期就労対策の件につきましても担当課のほうでは資料は用意してございました。ただ、例年つけていなかったということがあったので、私のほうで判断をした次第でございます。大変申しわけございませんでした。また、ほかの事業につきましても今後はできる限り資料の提出をしたいというふうを考えて考えますので、よろしく願いいたします。

○11番（小杉久美子君） 資料ナンバーの5番、経営体育成支援事業の補助金なのですが、この資料を見ますと補助農家数7件とございます。事業内容がトラクター、田植え機、コンバインほかとございます。これ農機だと思うのですけれども、これは1件に1台なのか、あとこの機械類はどういうものがそのほかに含まれるのか、ちょっとその辺わからないので、教えてください。

○農林課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

農機具の種類につきましては、トラクター、田植え機、コンバインはもちろんですが、それに対する附属品等もございまして、あと耕運機、そのほかに乾燥機等も含んでございます。

以上でございます。

○11番（小杉久美子君） 1件に1台なのか、2台とかも可能なのか、ちょっとその辺。

○農林課長（島倉秀俊君） 台数は制限がございませんけれども、1件につき300万円が上限でございます。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） 大変申しわけございませんけれども、11ページの先ほど山田議員が質問しました自主防災のことでよろしいでしょうか。先ほどの防災課長の答弁聞きまして、これを町内会組織の充実ということで連合会の総会にあわせて説明するような話していましたが、これもし本腰入れてやるのでしたらやはりスピード感持って取り組んでほしいなど。そして、町内会の連合会の組織は、合併時にそれぞれの地域部会というものを持っています。ですから、住民生活課長その辺は事情わかりだと思いますので、ぜひ皆さん連携とって、スピード感持って取り組んでほしいなど。そして、今現在防災部を持っているのは、はっきり言って上台町内会と砂原地区ではさわやか町内会です。もっ

ともっと増やす必要あると思いますので、実際に活動するときになれば、申しわけないけれども、30万ではまるで足りないと思います。ぜひその辺の配慮もしながら、それぞれの地域部会の会合を早目に開いてもらうような形で周知徹底、そして募集などかけてほしいなと思いますけれども、その辺、どちらでもよろしいです。

○防災交通課長（落合浩昭君） お答えいたします。

先ほど山田議員のほうからも質問がございましたけれども、説明会につきましてはこういうことで今補正予算通していただいた後に要綱を定めまして、なるべく早目に砂原地区と森地区と町内会長さん、町内会の役員さんを対象に開催したいなと思っております。設立支援の制度でございますので、1年目ですぐ全てででき上がるとは思っておりませんので、次年度以降の町内会連合会の総会のときには制度説明ということで出向いて説明をしたいなと、そういうことで考えております。

以上です。

○13番（三浦浩三君） 私言ったのは、それではスピード感がないよということで、その前にもっと多くの、そして先日防災マスターの講習やりました。その中にここにいらっしゃいます松田議員、町内会長としても出席していますので、どういう状況だったのかというのは、5メートルの津波、ほぼこの下全域が水没するような、そういう想定されていたので、できるだけそういう地域というのは早目にこういうものは立ち上げるべきだと思いますので、その辺でスピード感持ってほしいなと、そういうお願いしていますので。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問に私からご返答申し上げさせていただきたいと思います。

おっしゃるように地域ハザードマップも配らせていただきました。地域によっては、非常に早期にこういう防災組織を立ち上げる、そういった部分が必要かと思っております。担当課と相談して、本当に早目にそういう必要な部分には立ち上げるよう指導してまいります。

以上です。

○4番（松田兼宗君） 社会教育の23ページ、指定文化財等保護委託料ということで、先日公園行ったときに、あれのことなのかなと思いながらちょっと確認なのですが、その中身を知りたいのですが、クリの木に何か札全部つけていました。あれも含めての話なのかなとちょっと確認したいのですが。

○社会教育課長（木村哲二君） それでは、松田議員の質問に答えたいと思います。

ここで今聞かれました内容につきましては、実はこの2カ月の間に公園のクリの木の枝が3回ほど折れて地上に落下したというのがありまして、それで私どもこの短い期間で3回も落ちたものですから、その枝も細い枝ということではなくて結構大きな枝が落ちたものですから、通行されている方に直撃すると大変なことになるということで、今回公園の木を一応見まして、緊急性のある落ちそうな枝を今回の補正をつけていただきまして、枝を切っていきたいなということで今回上げさせていただいております。この3回について

は、やはり散歩している方とか通行された方から私どものほうに連絡がありまして、その辺を確認して今回上げさせていただいておりますということでございます。

（「クリの木だけですか。今回の60万それだけに使う予算なのか」の声あり）

○社会教育課長（木村哲二君） それと、先ほど総務課長お話ししたように、それが約50万くらい、それとそのほかに行幸柳今オニウシ公園のほうにあるのですけれども、その枝も毎年管理しているのですけれども、ちょっと何かの影響で大分弱っている部分があるものですから、その辺を今回やりたいなということで上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第6号 平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

歳入歳出それぞれ791万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億5,858万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。初めに、歳出から説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の47万7,000円の減額は、国家公務員給与削減に伴い必要な措置をとる給与等の減額でございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金、節19負担金補助及び交付金の12万3,000円は、前期高齢者納付金額が確定し、不足が生じたため補正するものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金の826万6,000円は、平成24年度退職

者医療療養給付費等が確定し、療養給付費交付金等の償還金が生じたため補正するものでございます。

歳入について説明させていただきます。4ページにお戻り願います。先ほどの一般会計補正予算で承認をいただきました森町国民健康保険特別会計繰出金について款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金584万9,000円と款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金206万3,000円を補正するものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。
○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第7号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

歳入歳出それぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億1,080万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。歳出から説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料及び共済費の減額につきましては、国家公務員給与削減に伴い必要な措置による給与等の減額でございます。節3職員手当については、人事異動による手当を精査するものでございます。

歳入について説明させていただきます。4ページにお戻り願います。先ほどの歳出の財源を款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1職員給与等繰入金について減額補正するものです。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第8号 平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ1,803万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億7,753万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金の補正は、平成24年度介護給付費負担金の追加交付でございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1介護給付費交付金の補正は、平成24年度介護給付費交付金の追加交付でございます。

款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金の補正は、介護給付費に要する費用の道負担金の精算分でございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金及び目4その他繰入金の補正については、歳出で説明いたします国家公務員給与削減に伴い必要な措置による給与等の減額による職員給与等分の繰入金を補正減額するものでございます。

歳出についてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1総務費、項2総務管理費、目1一般管理費の補正は、国家公務員給与削減に伴い必要な措置による給与等の減額によるものです。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費の補正は、人事異動による給与等を精査し、補正するものでございます。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1介護予防ケアマネジメン

ト事業費の節2給料、節4共済費は、国家公務員給与削減に伴い必要な措置による給与等の減額によるものです。節12役務費、通信運搬費の減額は、包括支援センターが保健センターから役場新棟へ移転したことにより精査したものです。

8ページをお開き願います。目2総合相談事業費及び目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正については、国家公務員給与削減等に伴い必要な措置による給与等の減額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の補正は、平成24年度分国庫支出金、道支出金等の精算返還金でございます。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節25積立金の補正は、介護給付費準備基金積立金を積み立てようとするものでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○9番（堀合哲哉君） 9ページお願いします。介護給付費準備基金積立金というのがございます。介護保険制度の見直しというのは、3年に1度ですか、必ず来ます。その部分で、これは給付費ですからそれとはまた性格がちょっと違うのかもしれませんが、わからないので、ちょっと教えていただきたい。介護給付費準備基金に今積み立てるというか、今積み立てる、これは今ではなくて一年中通して積み立てができる状況のときは積み立てるのですよというお考えなのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせいただきたい。

それから、今3年ごとに見直しのお話ししましたが、実は自治体で受益者に引き上げをお願いしたというのが今までの経緯でございます。引き上げるときにその幅をどうするかという問題ありまして、いわゆる町で持っている基金を取り崩して、それだけというふうなお話も私した覚えもあるのですが、実はこういう積立金の関係の中でその先のことも見通した上での積立金という考え方がおありになっているのか、その辺全部含めてちょっとお話しいただきたい。

それから、介護給付費準備基金積立金というのは現在額幾らになっているのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○保健福祉課長（山田 仁君） 介護給付費準備積立金の考え方でございますが、先ほど歳入のほうでも説明したとおり、平成24年度の部分が今精算になって、その部分で多い、少ないというような状況が生まれますので、例年9月にその部分からすれば積み立てできる場合については積み立てするというふうな状況でございます。考え方からすれば、一般会計からも繰り入れいただいております。その部分からルール分というふうな形にもなろうかなというふうに思うのですが、積み立て可能なときについてはまた翌年度のためにも現在の部分からすれば積み立てをしておこうというふうな部分でございます。

議員からご質問あったように、これは3年に1度の介護保険料の見直しというふうな部分からすれば介護を受ける側、それからサービス提供する側も状況は変わっているという

ふうに思いますので、その部分からすれば3年間を見据えた中でそろそろ着手して、幾らぐらいが適当なのだろうというふうな部分はしていかなければならないというふうに思っています。ただ、再三言うようにこの部分の積み立てについては、給付費、サービスに充てる部分でございますので、その部分の保険料をどうする、こうするというふうな部分ではなくて、サービスの部分とお考えいただければというふうに思っています。

それと、現在平成24年の介護給付費準備基金については、2,289万6,712円になってございます。そこにまた新たに積み立てをしようというふうな部分でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。討論ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第9号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に43万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億3,820万8,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出上段、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節の2給料から節4共済費までの関係は、今まで一般会計等でもご説明ありました国家公務員等の関係の給与削減による精査でございます。節9旅費につきましては、介護実習指導者の研修会出席のためのものでございます。次に、節11需用費の修繕料につきましては、施設用の大型洗濯機、それからボイラー給湯配管の修

繕を行うものでございます。それから、節の18備品購入費につきましては、現在使用しております園内の除雪機が20年以上を経過し、部品等の調達も厳しくなり、修繕ができなくなってきたことにより新しく購入しようとするものでございます。それから、節の19、負担金につきましては、前段にご説明いたしました介護実習指導者研修会への参加負担金でございます。

次に、下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料から節4共済費は、総務費同様給与削減による精査をしたものでございます。節7賃金につきましては、臨時介護職員を1名雇用するものでございます。次に、節18備品購入費は、入園者の褥瘡予防対策のためのエアマットを導入しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第10号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,095万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入であります、款5項1目1節1繰越金17万8,000円の増額につきましては、平成24年度の剰余金によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。款1総務事

業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節2給料5万7,000円、節4共済費3万9,000円の減額につきましては、公務員給与削減に係る調整分でございます。節11需用費27万4,000円は、乾燥システムの修繕料の増額でありまして、その結果差し引き17万8,000円を増額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第11号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（柏渕 茂君） それでは、議案第11号についてご説明いたします。

本案は、平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

第2条、平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額11億326万2,000円を3,635万9,000円減額し、10億6,690万3,000円とするものでございます。

裏面をごらんください。事業別明細書によりご説明いたします。支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費5,405万9,000円の減額補正は、給与改定内容及び中途採用、退職者等を精査したものでございます。

また、目3経費1,770万円の増額補正は、非常勤医師に係る報酬費及び旅費を増額した変更によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。収入支出一括で行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第12号 平成25年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の2億9,957万9,000円から41万8,000円減額し、支出総額を2億9,916万1,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費18万円の減額及び目5総係費23万8,000円の減額は、職員給与削減による職員給与費を補正しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第13号 平成25年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の3億9,914万4,000円から302万2,000円減額し、支出総額を3億9,612万2,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億9,263万1,000円を1億9,270万6,000円に改め、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億1,162万円に7万5,000円増額し、支出総額を4億1,169万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出についてであります。款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費292万円の減額は、8月1日の人事異動に伴う職員給与費の減額と管渠施設等の修繕工事として250万円増額したことによるものです。

同じく目4総係費10万2,000円の減額は、職員給与削減による職員給与費を補正しようとするものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費7万5,000円の増額は、人事異動に伴い職員給与費の精査を行ったことと職員給与削減による給与費を補正しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第14号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（小井田 徹君） 議案第14号についてご説明いたします。

本案は、財産の取得についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものであります。

1として取得財産及び数量、中型バス42人乗り1台。2として取得の方法は、指名競争入札であります。3として取得の金額は2,588万2,500円で、4として取得の相手方は北斗市萩野33番地の81、函館日野自動車株式会社代表取締役、河村隆平であります。

概要についてご説明いたします。本件は、平成6年購入のスクールバスが今年3月にフレームが腐食し、修理費用も多額となることから廃車といたしました。スクールバスのかわりとして大型の町有バスをスクールバスとして利用しております。このことから、町有バスの購入として1度の利用人数、利用形態の実績と経済性を考慮いたしまして、42人乗り中型バスを購入しようとするものであります。中型バスの仕様の概要といたしまして、部活用具やスキー用具等の人数分の収納可能な車高の高いハイデッカータイプで、駐車場でも対応しやすい長さ9メートルのショートタイプを選定の仕様といたしまして、指名競争入札を行っております。

なお、購入に伴う財源につきましては、全て国の地域の元気臨時交付金を充当しております。

以上、説明とさせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時47分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（野村 洋君） ここで訂正のおわびをさせていただきますけれども、2つあります。1点目は議長から。昨日の黒田議員の一般質問のところで、「LED」と言うべきところを「レッド」と読み違えておりましたので、訂正しておわび申し上げます。これが1点目です。

それから、2点目につきましては、議案第3号につきまして総務課長のほうから訂正があるのですね。

○総務課長（木村浩二君） 済んでしまったことで大変申しわけございませんが、ちょっと戻っていただいて、議案第3号について訂正をさせていただきたいと思います。

議案第3号裏面の説明文になりますが、下段のほうに100分の10を乗じて得た額から100分の95を乗じて得た額とするとありますが、正しくは100分の90を乗じて得た額から100分の95を乗じて得た額とするということになります。大変申しわけございません。訂正をお願いいたします。100分の10を100分の90に訂正をお願いいたします。

◎日程第18 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第18、報告第1号 平成24年度森町財政健全化判断比率についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 報告第1号でございます。平成24年度財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成24年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表の中で実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておられません。実質公債費比率は16.6%で基準値以内となっております。また、将来負担比率は131.2%で基準値以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第19 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第19、報告第2号 平成24年度森町資金不足比率についてを

議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） それでは、報告をさせていただきます。

平成24年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。同じく監査委員の意見を付して報告をするものでございます。

比率名、資金不足比率、平成24年度はなしでございます。経営健全化比率は20.0%でございます。特に指摘すべき事項はないとの報告を受けてございます。

以上でございます。

○上下水道課長（石島則幸君） この表は、平成24年度水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページをお開き願います。この表は、平成24年度下水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第20 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在人権擁護委員を務めていただいております齊藤公生氏は、本年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、輪島忠徳氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー6を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は森町へ奉職後、数多くの役職を歴任されており、各分野にわたり経験豊富で

あり、現在は町内会の会長として地域活動に対しても意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く適任であると思われますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（木村浩二君） 大変恐れ入ります。また資料の訂正をお願いします。

今説明ありました資料ナンバー6でございます。人権擁護委員、輪島忠徳氏の資料でございますが、下段から5段目、平成20年、皆様には4月になっていることと思います。これは、平成20年11月に訂正をお願いしたいと思います。平成20年11月に総務課長ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第21 諮問第2号

○議長（野村 洋君） 日程第21、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本年7月31日をもって辞任いたしました相澤文子氏の後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、橋本治仁氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー7を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、社団法人森青年会議所理事長を初め、その他多岐にわたり社会活動及び地域活動に対して意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く適任であると思われますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第22 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第22、認定第1号 平成24年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成24年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成24年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第22、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に菊地康博君、副委員長に松田兼宗君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月4日から9月12日までの9日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては9月4日午前10時開会となります。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月12日まで休会することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） 本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 今回は、9月13日午後1時30分開会といたします。

延会 午後 3時00分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成25年9月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員